

教育指導員について

	配置場所	人数 (人)	雇用形態	勤務形態	業務内容	校長経験者の採用理由 校長経験者以外の代替可能性 とその理由	他市の状況
学校教育指導員	教育指導課 教育支援施設	1人 5人	会計年度任用職員	週3日 8:30~17:15	児童生徒や保護者からの学校生活での相談や支援業務 ・特別支援が必要な児童生徒への面談・相談 ・教育相談室での相談業務(電話・面談) ・適応指導教室での児童生徒の学校生活への復帰支援	文化・芸術の教養など教育全般の豊かな見識を有し、子どもとの向き合い方などの教育に関する指導技術を身につけた者として、また、地域や各種団体(警察や民生児童委員など子どもと関わる団体)等との連携業務経験があるなど管理・監督者としての経験を有した者として雇用しています。 特に教育相談業務においては、管理職として培われた知見や各種団体とのネットワークを有した人材が不可欠となっております。	県内他市を調査したところ、退職校長を雇用しているところが6市、退職管理職としているところが2市、教員OBとしているところが3市となっています。 業務内容としては、学校教育業務については10市、人権教育業務については5市、生涯学習(社会教育)業務については6市となっています。
人権教育指導員	人権施策課	5人			人権に関する幅広い知識と経験を要する啓発、教育業務等 ・人権教育講座「山びこ」の運営 ・日本語教室、識字学級の運営 ・自治会、学童保育、職員等に対する研修講師		
社会教育指導員	生涯学習課	3人			高齢者教育(いこま寿大学の運営)に関する業務 ・学習の年間計画等の企画立案 ・学習会活動における指導・助言 ・相談対応や情報提供 等 家庭教育等に関する業務 ・家庭教育支援チームの活動支援(学校園との調整、活動への助言、会議運営、研修会実施等) ・子ども・若者支援に関する業務		